相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区東山元町二丁目二一番地
一、最後の住所名古屋市名東区貴船三丁目二〇六番地ハイネス名東二〇三号
被相続人　亡　後藤　和正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日
長野県岡谷市本町二丁目六番四七号信州しらかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木嶋日出夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区東明町四丁目五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　村橋　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日
長野県岡谷市本町二丁目六番四七号信州しらかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木嶋日出夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区中崎西四丁目八番地一、最後の住所大阪府茨木市中津町三番一一号
被相続人　亡　原　仁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日
大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階
相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所兵庫県丹波市春日町黒井一六七八番地三
被相続人　亡　國本こと大山こと　呉　明得

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日
神戸市中央区御幸通七丁目一番一五号三宮ビル南館五階
相続財産管理人　弁護士　久米　知之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県玖珂郡高森町大字上久原第一九四番地、最後の住所山口県玖珂郡高森町大字上久原第一九四番地　被相続人　亡　河本　久祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月十五日
山口県岩国市錦見二丁目四番九五号、事務所山口県岩国市錦見一丁目一四番一五号
相続財産管理人　是國　正樹

無縁墳墓等改葬公告

永年にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、一時預かり納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年一月十五日
一　墳墓等所在地　鹿児島市西田三丁目二番四号
一　墳墓等の名称　本願寺鹿児島別院西田出張所
一　時預かり納骨堂
一　死亡者の本籍及び氏名　稲江栄蔵、二角二吉、鎌田志郎、勇美喜子、古川重雄、洲崎しら子、湯本百合子、漆間和隆、以上本籍は全て不詳
一　改葬を行おうとする者　鹿児島市東千石町二一番三八号　本願寺鹿児島別院　代表役員　寺井　紹道

任意清算公告

当社は、平成二十五年十二月十二日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月十五日
茨城県日立市田尻町二丁目四六番五号
合資会社日立プレス工業所
代表社員　宮本　悦朗

（仮称）瀬山ウインドファーム事業計画の廃止に関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役社長　清水　正己
東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号

信託事務終了公告

今般左記特定社債に関する信託事務を終了いたしましたので、担保付社債信託法第五十八条に基づき公告いたします。

平成二十六年一月十五日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー
ＤＢ信託株式会社

ハマウエスト特定目的会社第一回担保付特定社債（適格機関投資家限定）

総計算書（単位　円）

区分	支払額	未払額
元金	三、四六六、四〇〇、〇〇〇	〇
利金	三、四六六、四〇〇、〇〇〇	〇
	三四一、四〇四、五〇三	〇
計	三、八〇七、八〇四、五〇三	〇

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年1月15日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社サンセイ企画　②千葉県知事(5)12311　③取締役　磯勲　④千葉市美浜区磯辺三丁目17番13号　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉市美浜区磯辺三丁目17番13号　有限会社サンセイ企画　取締役　磯勲

二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）瀬山ウインドファーム事業計画
風力発電所設置事業
発電設備出力　最大一四、〇〇〇ｋＷ
風力発電機の台数　最大七基
三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

平成二十六年一月十五日
東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号
株式会社ユーラスエナジーホールディングス　代表取締役社長　清水　正己